

平成30年度事業計画

1 基本方針

全ての県民が住み慣れた地域において、健康で生き生きと安心して生活できる環境を整えていくことが、より一層重要な課題となっている。

この課題に対して、当法人は、県が出資する公益法人として、地域医療の確保やがん対策をはじめとする総合的な健康づくりを推進するとともに、医療と介護等の連携を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進するなど、県民の健康に関する各種事業の効果的な推進を図ることとする。

2 事業内容

(1) 地域医療支援センター運営事業(県受託事業)

県内の地域医療の確保に向けて、医師の養成や地域偏在解消のための配置調整、医師の誘致や活躍支援、地域医療の環境整備等に総合的かつ機動的に取り組む。

(ア) 医師の養成・配置調整

ア) 地域医療セミナー等実施事業

ふるさと卒や自治医科大学等の医学生等を対象に、中山間地域等の医療現場の体験を通じて地域医療マインドの醸成を図るための地域医療セミナー等を実施し、地域医療を支える人材を育成する。

イ) 医師配置調整事業

ふるさと卒医師等の配置について、中山間地域の医療提供体制の確保をめざして、広島大学や県などと連携し、本人の希望や地域の医療機関、市町等の意向を踏まえて配置調整を行う。

(イ) 医師の誘致

ア) 臨床研修病院の支援事業

県内への臨床研修医の確保に向けて、臨床研修病院が臨床研修医を誘致するために実施する県内外でのPR活動などに対する支援を行う。

イ) 新専門医制度への対応

平成30年度から開始される新専門医制度について、専攻医の誘致のための情報提供等を進める。

ウ) 県外医師の県内誘致や県内外の医師の就業支援事業

「ふるさとドクターネット広島」、「無料職業紹介事業所」を活用した医師の県

内誘致活動や県内外の医師に対する就業あっせん調整を行う。

(ウ) 医師の活躍支援事業

ア) 女性医師の活躍環境整備や離職防止事業

女性医師の活躍環境整備と離職防止のために、短時間正規雇用等の勤務環境改善やベビーシッター等の子育て支援、復職研修等の復職支援のほか、「ふるさとドクターネット広島」や専門家による相談コーナーの運営等を行う。

また、子育て中の医師に対する求人情報の効果的な提供を実施する。

イ) 若手医師等の人材育成支援事業

複数の医療機関等が連携した若手医師への研修等を支援するとともに、中山間地域に勤務する若手医師への研修機会の提供等を地域の中核的医療機関を中心とした広域的連携により行う取組を支援する。

ウ) ベテラン医師等の活躍支援事業

定年退職したベテラン医師等による地域医療への貢献を支援する。

また、定年後の医師等に対する求人情報の効果的な提供を実施する。

(エ) 地域医療の環境整備

ア) 「広島県へき地医療支援機構」の事務局事業

「広島県へき地医療支援機構」の事務局としてその運営を担い、へき地医療支援に係る企画及び総合調整を行う。

イ) 地域医療を支える環境整備への支援事業

地域医療の充実・確保等に向けた地域での取組を支援する。

ウ) 情報収集・情報発信事業

医療機関のニーズや医療情報の把握を行うとともに、「ふるさとドクターネット広島」等による県内外の医療従事者や県民に対する広報、啓発、情報提供を行う。

(2) 総合健診等推進事業

(ア) 健診事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法、学校保健安全法、原爆被爆者の医療等に関する法律等に基づく健診・保健指導を受託し、検診車による集団検診や来所による施設検診、保健指導など総合的に実施する。

実施に当たっては、胃がん・大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん及び特定健診の5つの専門委員会の指導を受けて健診・保健指導技術と精度管理の向上に努める。

ア) 結核検診事業

市町及び学校・事業所等の連携を図りながら巡回検診を実施し、結核の早期発見に努める。

高齢者・障害者対応型デジタル検診車を有効に活用し、老人保健施設などの高齢者・障害者に対する結核検診を積極的に実施する。

また、県の委託を受けて、結核の集団発生時における定期外検診(エックス線撮影)を実施する。

イ) 住民健診事業(健康診査・がん検診)

市町からの委託を受けて、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法に基づく特定健康診査、健康診査等に併せ、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん及び肺がん検診を積極的に行うほか、従来のB・C型肝炎検査、骨粗しょう症検診、PSA(前立腺特異抗原)検査による前立腺がん検診を引き続き行い、総合的健診事業を実施する。

ウ) 事業所等健診事業

事業所からの委託を受けて、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断、石綿及びじん肺健康診断、特定化学物質等健康診断、有機溶剤健康診断等を実施するほか、行政指導による腰痛・頸肩腕健康診断、VDT作業健康診断等を実施する。

このほか、任意の健康診断として、生活習慣病予防健診、各種がん検診等を、また、全国健康保険協会管掌健康保険適用事業所を対象に、生活習慣病予防健診を引き続き実施する。

更に、労働安全衛生法の改正により平成28年12月から義務化されたストレスチェックを積極的に推進する。

エ) 学校検診事業

学校からの委託を受けて、学校保健安全法に基づく児童・生徒・学生の健康診断を実施する。

オ) 原爆被爆者検診事業

県・市町からの委託を受けて、被爆者の一般検査・肝機能検査・特定健康診査を実施するほか、希望者については各種がん検診を実施する。

カ) 施設健診事業

施設内において、事業所等の一般定期健康診断、生活習慣病予防健診、レデ
ィース検診及び日帰り人間ドック等を実施する。

キ) 特定保健指導事業

市町をはじめ、国民健康保険組合、全国健康保険協会管掌健康保険、企業
健康保険組合等の要請に応じ、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、
生活習慣病の予防・改善に向けて対象者ごとの課題に応じたきめ細かな特定保
健指導を積極的に実施するほか、健診結果内容の問合せにも対応する。

ク) 予防接種センター事業

市町が行う予防接種を受けられなかった人や海外渡航者などのために予防
接種を実施するとともに、予防接種に関する相談に対応する。

(イ) 健康づくり啓発事業

健康づくりに関する総合的な啓発、普及、情報の収集・管理・提供を行う。

ア) 啓発普及事業

がん征圧月間(9月)、生活習慣病予防月間(2月)、世界結核デー(3月24日)
や結核予防週間(9月)のほか、ピンクリボンキャンペーン、リレーフォーライフな
ど年間を通じて生活習慣病予防や結核予防等に関するパネル展の開催、広
報誌の発刊、ビデオ・展示パネルの貸出し、パンフレットの配布等を行い、広く
健康づくりの意識啓発に努める。

イ) 調査研究事業

広島大学と連携し、健診情報データの解析・評価に向けた研究体制の構築
について検討する。

ウ) 複十字シール募金事業

結核をはじめとする胸部疾患の予防思想の普及を図るため、結核予防会が
全国的に展開する複十字シール運動キャンペーンを行う。

(ウ) がん検診受診率向上対策事業

「広島県がん対策推進計画」の全体目標「がんによる死亡率10%減少」に
向け、早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率向上を促進し、受診
率50%以上を目指すため、市町が行う個別受診勧奨に対する支援、市町が
実施する「がん検診推進員」の養成支援、職域で行う被扶養者向け受診勧奨
に対する支援及び養成された推進員に対するフォローアップ研修への支援、
職域を対象としたがん検診受診勧奨などに関する講演を積極的に行う。

(エ)がん検診精度管理推進事業

がん検診によりがんによる死亡者を減少させるためには、国が定める指針に基づき、正しい方法でがん検診を実施する必要があり、県内市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価を行うとともに、市町担当者や従事者の研修を実施する。

(3) 広島県地域包括ケア推進センター運営事業(県受託事業)

これまで広島県、保健所(支所)、地域包括ケア推進センター(以下「推進センター」という。)が一体となって実施してきた日常生活圏域の集中支援は平成29年度末をもって終了し、平成30年度以降は三者の役割分担と連携のもと、地域包括ケアシステムの強化に向けた市町の取組への重点的な支援を実施することとされた。

このため、推進センターはその支援機能を再構築し、地域包括ケアシステム構築に必要な介護予防の推進や自立支援型ケアマネジメントの普及など専門性の高い課題に対し、研修や専門職派遣などの支援を行う。

(ア)介護予防の推進

市町の介護予防の拠点として住民主体の通いの場を充実させるとともに、それらを通じて効果的な介護予防が実施できるようアドバイザー派遣や地域リハビリテーション専門職等への研修を行う。

(イ)自立支援型ケアマネジメントの普及促進

効果的な介護予防事業実施の要である自立支援型ケアマネジメントについて研修を行うとともに、介護支援専門員及びリハビリテーション専門職向けに対応マニュアルを作成する。

また、各市町で自立支援型ケアマネジメントが行えるよう地域ケア個別会議に専門職を派遣する。

(ウ)生活支援体制の整備支援

生活支援体制整備に向けて生活支援コーディネーター対象の研修を行う。

(エ)地域分析・地域診断

広島県国民健康保険団体連合会のデータベース(KDBシステム)を活用

して、地域包括ケアシステム構築のアウトカム指標の検討を行う。

(オ) 専門相談・権利擁護

市町や地域包括支援センターからの解決困難な認知症介護や高齢者の権利擁護について、専門的な立場から相談援助を行う。

また、市町・地域包括支援センター等に対して高齢者虐待の防止及び対応のための研修を行う。

(4) 健康福祉センター管理運営事業(県受託事業)

県の公の施設である健康福祉センターの管理運営業務について、第6期指定期間(平成28年度～平成32年度)において、当法人が指定管理者として事業を実施する。

事業の実施に当たっては会館の清潔保持、設備等の保全による快適で安全な環境づくりと、設備備品等の更新・充実によるサービス向上に努めるとともに、施設利用の広報活動を積極的に行い会館の利用促進を図る。

また、入居団体と連携し、各団体の円滑な事業運営に貢献する。